

# 悪性リンパ腫で死亡した原発被曝労働者喜友名正さんの労災認定に関する質問書

厚生労働大臣 梶添要一 様

平成19年9月7日

原子力資料情報室、関西労働者安全センター、原発はごめんだ！ヒロシマ市民の会、  
反原子力茨城共同行動、双葉地方原発反対同盟、ヒバク反対キャンペーン

1. りん伺に際して淀川労基署は労働環境調査など追加調査は行っていない。
  - (1-1) 淀川労基署は原発各事業所への問い合わせそのものを行っていない。手引き等に定められた基礎資料の添付を指示するべきであると考えますが、どうか。
  - (1-2) このような資料収集の不十分な状況では検討会を開くことはできないと考えますが、どうか。
2. 喜友名正さんは当時の原発被曝労働者の最高被曝群に入る。
  - (2-1) 喜友名正さんは当時の原発被曝労働者の最高被曝群（88000人中100人）に入る。厚生労働省はこの事実を認識しているか。
  - (2-2) 1997年以降の全労働期間について、喜友名さんの被曝労働が全被曝労働者の中のどのような被曝群に該当するのかを検討できる資料（労働者の関係事業所数、累積被曝線量等）を公開されたい。
  - (2-3) 高線量被曝をして悪性リンパ腫で死亡した喜友名さんの補償の重要性を認識しているか。
  - (2-4) 喜友名正さんが原発で働きずくめてガン（悪性リンパ腫）で死亡されたことから、遺族は当然労災補償されるものと思っておられたが、労災申請は却下されてしまった。私たちは遺族の思いは当然であると考えます。厚生労働省はどのように受け止めているのか。
  - (2-5) これまでの労基署の対応には大いに問題があると考えますが、どうか。
  - (2-6) 長尾さんの多発性骨髄腫労災認定の事実を全国の労災行政機関に通知し、白血病類似疾患の扱いを指示するべきであると考えますが、どうか。
3. 喜友名さんの労働記録には計画線量を超えた恐れのあるものが多数ある。
  - (3-1) 定期検査の労働現場の労働環境を調査し検討会の審議に付すべきと考えますが、どうか。
  - (3-2) 計画線量を超えた恐れのあるこれらの被曝労働事例について厚生労働省はどのように考えるのか。
4. 下記の労災認定の根拠について貴省の見解を問う。
  - (4-1) 世界の被曝補償制度では悪性リンパ腫は対象疾病である。
  - (4-2) 悪性リンパ腫は放射線起因性があり、それを示す疫学調査がある。
  - (4-3) 悪性リンパ腫は白血病類縁の血液のガンであり、白血病認定基準を準用すべきである。
  - (4-4) 喜友名さんの場合、白血病認定基準の年5ミリシーベルトの3倍以上の被曝線量である。
5. 労災申請がりん伺もなく門前払い同様に却下されたことについて、原発で働きずくめた喜友名正さんの遺族は大変残念に思われている。検討会においては、我々の指摘した点を全て取り上げて検討していただきたい。そのために、われわれの指摘した点を資料として検討会に提出する事を約束していただきたい。

連絡先：ヒバク反対キャンペーン 建部暹 （〒666-0115 川西市向陽台1-2-15 Tel & Fax 072-792-4628）